## もし、あなたが いわれのない不合理な偏見 によって、他人から差別されたら・・・?

問い合わせ/やさしさ支援課(内線3421)

私たちは、かけがえのない、一人の人間として尊重され、幸せな生活を送りたいと思っています。 そして日本国憲法では、この人間としての当然の願いである、侵すことのできない永久の権利として「基本的人権」を保障しています。

しかし、現在も多くの不合理な偏見によるいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいます。

新型コロナウイルスの感染が国内でも拡大している中、感染した方やその家族、治療にあたった医療従事者、海外からの帰国者、外国人などに対する根拠のない誹謗中傷が問題となっています。

同和地区(被差別部落)に生まれ育ったというだけで、不合理な偏見によるいわれのない差別を受け、悩み苦しんでいる人々がいます。(同和問題\*)



SNS

私たちは「幸せに生きる」権利を有しており、それを侵すことは、決して許されることではありません。 もし、あなたがいわれのない不合理な偏見によって差別されたらどうか、そんな相手を思いやる気持ちを 持ち、差別を許さないという強い意志を持って行動することが大切です。

## 困ったときは、一人で悩まず相談しましょう

- ●みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)
  - ☎0570-003-110(平日 8 時30分~17時15分)
- ●子どもの人権110番
  - **50**.0120-007-110(平日 8 時30分~17時15分)
- ●外国語人権相談ダイヤル
  - ☎0570-090-911 (平日9時~17時)
- ●女性の人権ホットライン
  - ☎0570-070-810(平日 8 時30分~17時15分)
- ※同和問題…日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活上でいろいろな 差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。